

## 役員等報酬規程

社会福祉法人 雲雀丘

---

平成29年7月1日制定実施

---

<b>第1章 総 則</b> .....	<b>1</b>
第1条（目 的）.....	1
第2条（定義）.....	1
<b>第2章 報酬等</b> .....	<b>1</b>
第3条（報酬）.....	1
第4条（報酬の支払方法）.....	1
<b>第2章 実費弁償</b> .....	<b>2</b>
第5条（旅費）.....	2
第6条（交通費）.....	2
第7条（宿泊費）.....	2
第8条（適用除外）.....	2
<b>付 則</b> .....	<b>3</b>

# 役員等報酬規程

## 第1章 総 則

### (目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人雲雀丘（以下、「法人」という。）の業務に従事する役員および評議員の報酬および実費弁償に関する事項を定める。

### (定義)

第2条 この規程において役員とは、法人の理事および監事をいう。

## 第2章 報酬等

### (報酬)

第3条 継続かつ定期的に就業する役員報酬は、個人の役割、職務内容を総合的に勘案・評価し、法人の業績を基に、理事会が定める。

- 2 前項に該当しない役員が理事会に出席、又は理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務を行ったときは、次により報酬および交通費、宿泊費を支給する。

名 称	報酬（日額）	交通費	宿泊費
理事会出席報酬等	10,000円	実費	実費

- 3 評議員が評議員会に出席したとき、又は理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務を行ったときは、次により報酬および交通費、宿泊費を支給する。ただし、年度の報酬総額が100万円を超えない範囲とする。

名 称	報酬（日額）	交通費	宿泊費
評議員会出席報酬等	10,000円	実費	実費

### (報酬の支払方法)

第4条 報酬の支払いは、次のとおりとする。

- (1) 第3条1項の役員については、法人の給与規程に定める給与の支給日に準じるものとする。
- (2) 第3条2項および3項の役員および評議員の報酬は、出席等の都度、現金にて支払う。

- 2 報酬の支払額は、源泉所得税額を控除した額を支払う。

## 第2章 実費弁償

### (旅費)

第5条 役員および評議員が理事会・評議員会への出席、又は法人・施設の運営の業務のために要する費用の弁償として次の旅費を支給する。

(1) 交通費

鉄道運賃（特急料（新幹線、在来線）、急行料、指定席料を含む）、船舶費、航空料金

(2) タクシー、バス、電車等運賃

(3) 宿泊料

### (交通費)

第6条 交通費は、領収書の提出により、その利用する交通手段による実費を次の基準により支給する。ただし、25,000円を超えないものとする。

(1) 原則として、鉄道は普通料金、船舶は2等料金を支給する。ただし、特別の事情等により、理事長の承認を得て、上級運賃を支給する場合がある。

(2) 特別急行料金は片道50km以上、急行料金および高速艇料金は片道30km以上について支給する。

(3) バスを利用した場合は、その実費を支給する。

(4) タクシーの利用は、施設がその必要を認めた場合に、その実費を支給する。

(5) 航空機は、職務のために急を要し、又は特別の事情等により必要とする場合に限り利用を認め、その実費を支給する。ただし、理事長の承認を得なければならない。

### (宿泊費)

第7条 宿泊費は、理事会・評議員会への出席、又は法人・施設の運営のための業務に際し、現に宿泊を要した場合に、別表①により支給する。

- 2 宿泊費の支給は、事前に理事長の承認を得なければならない。

### (適用除外)

第8条 事業の職員を兼務する役員および評議員は、この規程を適用しない。

## 付 則

- 1、この規程は、平成29年7月1日に制定し、実施する。
- 

別表①；宿泊費

	宿泊費	日 当
理 事	15,000円	5,000円
評議員		3,000円

※当施設に宿泊をした場合は、日当のみを支給する。